

## 第9回三者統一交渉における県の考え方

平成21年12月25日

第9回三者統一交渉における県の考え方を説明したいと思います。

休暇等勤務条件については、国及び他の地方公共団体との権衡を図る基本姿勢に立ち、休暇制度の適正化を図りつつ、改正地方公務員の育児休業法及び改正育児・介護休業法を踏まえ、今年度の休暇等勤務条件については、次のとおり実施したいと考えております。

### 1 子の看護休暇

2009年春闘要求にあった子の看護休暇については、改正育児・介護休業法を踏まえ、

対象要件に子供の予防接種等を加え、子の予防接種休暇は統合する。また、配偶者等が子供の看護できる場合は、対象外としていたところ、看護を必要とする場合は対象とする。

取得日数についても、従来、子供の数にかかわらず年5日としているところ、子が複数いる場合は年10日に拡大する。

また、対象となる子供の範囲についても、他の都道府県の状況を考慮し、「小学校就学前まで」となっているところ、「中学校就学前まで」にすることとしたいと考えております。

### 2 不妊治療の場合の休暇

2009年春闘要求にあった不妊治療に関する休暇については、不妊治療のため通院等の治療をする場合は、病気休暇の対象として取り扱うこととしたいと考えております。

### 3 短期の介護休暇

改正育児・介護休業法を踏まえ、現在の介護休暇とは別に、要介護状態の家族を介護する場合、年5日（対象家族が2人以上であれば年10日）で、短期の介護休暇を創設することとしたいと考えております。

### 4 育児休業等の取得要件の改定

改正地方公務員の育児休業法が平成22年6月30日までの間に政令で定める日から施行されることから、配偶者が専業主婦（夫）又は育児休業をしている場合であっても、育児休業、育児部分休業及び育児短時間勤務を可能とすることとしたい。

また、父親が子の出生後8週間以内に育児休業を取得した場合については、特別な事情がない場合であっても、再度、育児休業の取得を可能とすることとしたいと考えております。

### 5 時間外勤務の免除の制度

改正育児介護・休業法が平成22年6月30日までの間に政令で定める日から施行されることから、3歳未満の子を養育する職員は、時間外勤務の免除を申し出ることができる制度を設けることとしたいと考えております。

#### （実施時期）

休暇制度の改定については、平成22年4月1日から実施したいと考えております。

また、育児休業等の取得要件の改定及び時間外勤務の免除の制度の新設については、平成22年6月30日までの間に政令で定める日から実施したいと考えております。

以上が、第9回三者統一交渉における県の考え方であります。

## 休暇等の見直し

		現行	改正案
1	子の看護休暇 と予防接種休 暇の統合	<p>【子の看護休暇】</p> <p>(1)対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校就学の始期に達するまでの子の看護をする場合</li> <li>・配偶者等が看護できない場合</li> </ul> <p>(2)日数:暦年 5日</p> <p>【予防接種休暇】</p> <p>(1)対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の予防接種をする場合</li> </ul>	<p>【子の看護休暇】</p> <p>(1)対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校就学の始期に達するまでの子の看護又は予防接種や定期検診の疾病予防に係る措置を行う場合</li> <li>・看護を必要とする場合は対象とする。</li> </ul> <p>(2)日数: 暦年5日(子が複数いる場合は10日)</p> <p>子の看護休暇へ統合</p>
2	不妊治療をする 場合	制度なし	<p>【病気休暇として取り扱う】</p> <p>(1)対象要件</p> <p>不妊治療の必要があると認められ、投薬、卵管形成術等で通院等の治療を要する場合(原因特定までの検査や薬の受領のためだけの通院は対象に含まない)</p> <p>※医師の診断書により確認</p> <p>(2)取得単位:1日単位</p>
3	短期の介護休 暇 ※有給・無給 は未決定	制度なし	<p>【短期の介護休暇】</p> <p>(1)対象要件:要介護状態の対象家族の介護をする場合</p> <p>(2)日数:暦年 5日(複数いる場合は10日)</p> <p>(3)取得単位:日、時間単位</p> <p>※1 要介護状態:負傷、傷病等により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態</p> <p>※2 対象家族:配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居しかつ扶養している祖父母、兄弟、孫</p> <p>※3 現行の介護休暇とは、別に取得可能</p>
4	育児休業等	<p>【育児休業・育児部分休業、育児短時間勤務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者が専業主婦又は育児休業をしている場合、育児休業、育児部分休業及び育児短時間勤務をできない。</li> <li>・再度の育児休業は、特別な事情がない以外できない。</li> </ul>	<p>【育児休業・育児部分休業、育児短時間勤務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者が専業主婦又は育児休業をしている場合、育児休業、育児部分休業及び育児短時間勤務をすることが可能とする。</li> <li>・子の出生後一定期間内に育児休業を取得した場合、特別な事情がない場合であっても、再度、育児休業を可能とする。</li> </ul>
5	時間外勤務の 免除制度	制度なし	<p>【時間外勤務免除】</p> <p>3歳までの子を養育する職員は、時間外勤務を免除を申請できる制度を設ける。</p>